事 業 概 要

令和6年度 (令和5年度実績)

徳島県食肉衛生検査所徳島市不動本町2丁目140-3 TEL 088-633-8277 FAX 088-633-8275

目次

第1章	£ 総	説																																
	1.	沿革 組織	• •	• •	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2.	組織	• 機構	構・	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3.	職員																																
	4.	施設。	の概要	更•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5.	食肉征	新生れ	食査	所	及で	バと	畜	場	Ø Ē	折右	三地	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	6.	徳島	県食園	肉衛	生	検 2	查所	行設	置	条值	列•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•		•	•	•	•	6
	7.	と畜	寅査=	手数	料	•		•	•	•							•			•	•		•	•	•						•			6
	8.	と畜	央裁の	り範	囲			•	•	•							•			•	•		•	•	•						•			6
	9.	主な	寅 香村	 幾械	器	具-	一覧	į •									•			•										•				8
	10.	と畜	スユル 黒の相	班要	•	•		•																										9
	10.	С Ш	<i></i>	<i>7</i> L <i>></i> C																														·
第2章	ح ث	畜検査	事業																															
	1.	と畜と畜) 食査 🖣	丰業	0	概	要•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	. 1
	2.	と畜	易別村	食査	状	況		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	2
	3.	月別) 食査場	犬況	•	•		•		•		•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	• 1	. 3
	4.	と畜) 金	吉果	にに	基~	づく	処	分	•		•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	• 1	4
	5.	とさ																																
	6.	全部原	廃棄 如	ひ分	0	疾兆	寅別.	内	訳	•			•			•	•			•	•		•	•	•						•		• 1	6
	7.	病畜	寅查豆	頁数	及	びキ	青꼎	徐	查.	件	数•						•			•										•			• 1	7
	8.	と畜																																
	9.	残留:	ハユ 元菌 h	生物	質	ねっ	杏状	: 沢	•	•																							• 1	8
	10.	と畜	命查見	百数	か:	推和	多•	•																									• 1	9
	11.	衛生	正明書	、	行	業	答•										•			•													• 2	20
		.,,,				,,,,,																												
			。卫华	検査	至事	業	į																											
第3章	音	水産食	, pp 17				1	-	HIII .	再		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	22
第3章	主 	畜水	産食品	1等	検	査!	事業	ŧ(/)	(坑:	×							•			•														
第3章		畜水 畜水	産食品 産食品	1 3 3 3 4	0	試馬	険検	查	件	数		•	•	•	• •							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	22
第3章	1.	畜水 畜水 残留	産食品 産食品 産食品 有害物	品等品等	のモ	試 に こっ	験検 タリ	査ン	件が	数 検3	· · 查件	• =数	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	22
第3章	1. 2.	畜水 畜水 養留 枝肉	産食品を食品を食品を食品を食品を含まれている。	等等質設	のモ等	試具この	験検 タリ 衆生	査ン物	件グ検	数 検 ³ 査(・・ 査件 牛数	· 数 v	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2 • 2	22 23
第3章	1. 2. 3.	畜水 畜水 残留	産食品を食品を食品を食品を食品を含まれている。	等等質設	のモ等	試具この	験検 タリ 衆生	査ン物	件グ検	数 検 ³ 査(・・ 査件 牛数	· 数 v	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2 • 2	22 23
	1. 2. 3. 4. 5.	畜水 畜水 残肉 枝肉	産産産事で	品 品 物 飯 質 等 等 質 設 検	のモ等査	試 に の ・	験タ農・	査ン物・	件グ検	数 検 ³ 査(・・ 査件 牛数	· 数 v	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2 • 2	22 23
	1. 2. 3. 4. 5.	畜 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水	産産有及生 綿状	品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一	のモ等査	試 ニ の・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	験タ殿・ 事	査ン物・業	件が検・	数 検 ² 査・	・・ 査件	· 数 ·	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 2	22 23 23
	1. 2. 3. 4. 5.	畜 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水	産産有及生 綿状	品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一品。 一	のモ等査	試 ニ の・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	験タ殿・ 事	査ン物・業	件が検・	数 検 ² 査・	・・ 査件	· 数 ·	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 2	22 23 23
	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2.	畜 新 残 枝 放 達 伝 牛 達 海	産産有及生 綿性綿食食害び物 状海状	品品物色質 脳綿脳等等質設検 近状症	の モ 等 査 対 版 (B	試 ニの・ 第 症 ISE	験タ殿・ 事対ス	査ン物・業等ク	件グ検・業り	数検査・のこ	・哲学・概シ	・数・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · 查	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2	22 23 23 25 25
	1. 2. 3. 4. 5.	畜	産産有及生 綿性綿食食害び物 状海状	品品物色質 脳綿脳等等質設検 近状症	の モ 等 査 対 版 (B	試 ニの・ 第 症 ISE	験タ殿・ 事対ス	査ン物・業等ク	件グ検・業り	数検査・のこ	・哲学・概シ	・数・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · 查	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2	22 23 23 25 25
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3.	畜畜残枝放 達伝牛め 大水留肉射 強達海ん	産産有及生 綿性綿羊食食害び物 状海状・	品品匆拖質 脳 綿脳山等等質設検 が 状症羊	の モ 等 査 対 版 (B	試 ニの・ 第 症 ISE	験タ殿・ 事対ス	査ン物・業等ク	件グ検・業り	数検査・のこ	・哲学・概シ	・数・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · 查	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2	22 23 23 25 25
	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3.	畜畜残枝放 達 伝牛め 指	産産有及生 綿性綿羊 事業	品品勿饱質 脱绵脳山等等質設検 损状症羊	のモ等査を脳にの	試 二の・ 策 症 SE 伝	験タ 散・ ・事 第 ス 性	査ン物・ 業等ク海	件グ検・業り綿	数検査・の一状	・哲牛・ 概に脳	・数・・要グで	· · · · · · · ·	・ ・ 査() ブ	・・・ ・数 ク	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・グ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	• • • • • • •	•	•	•	•			• 22	22 23 23 25 25 25
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3.	畜畜残枝放 達 伝牛め 指	産産有及生 綿性綿羊 事業	品品勿饱質 脱绵脳山等等質設検 损状症羊	のモ等査を脳にの	試 二の・ 策 症 SE 伝	験タ 散・ ・事 第 ス 性	査ン物・ 業等ク海	件グ検・業り綿	数検査・の一状	・哲牛・ 概に脳	・数・・要グで	· · · · · · · ·	・ ・ 査() ブ	・・・ ・数 ク	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・グ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	• • • • • • •	•	•	•	•			• 22	22 23 23 25 25 25
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3.	畜畜残枝放造伝牛め鳥食食漁食	産産有及生 綿性綿羊 事旨処食食害び物 状海状・ 業導理	记号匆笆賃 脱绵脳山 事笆等等質設検 抵状症羊 業設	のモ等査を脳IIIのの・	試ニの・ 策症SE伝 概・	験タ 微・ 事対)達 要・ 検リ生・ 事第ス性 ・・	査ン物・ 業等ク海 ・・	件グ検・ 業り綿・・	数検査・の一状・・	・査牛・の概に脳・・・	・数・・	·····································	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・検	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• 22	22 23 23 25 25 27 27
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3. 1. 2. 3.	畜畜残枝放 達伝牛め 鳥食食食水水留肉射 洗達海ん 導鳥鳥鳥	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処 食食害び物 状海状・ 業導理理	记品勿拖賃 脱绵脳山 事拖口等等質設檢 损状症羊 業設状	のモ等査 乾脳(Bの の・況	試ニの・ 対症SE伝 概・・	験タ溦・ 事対)達 要・・ 検リ生・ 事第ス性 ・・・	査ン物・ 業等ク海 ・・・	件グ検・ 業り綿・・・	数検査・ の一状 ・・・	・査牛・の概と対している。	・数・・ 要グで、・・・	···· 検ITSI	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				・・・・・グ・・・・	·····································	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• 22	22 23 23 25 25 27 27
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 1. 2. 3. 企 1. 2. 3.	畜畜残枝放造伝牛め鳥食食食食食食食場局鳥鳥鳥場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹食食害び物 状 海状・ 業 導理理査	、品品勿飯質 脳绵脳山 事飯り羽等等質設検 あ状症羊 業設状数	のモ等査 文脳(Bの の・況及	試ニの・ 特症SE伝 概・・び	験タ敞・ 事対)達 要・・食検リ生・ 事第ス性 ・・・ 鳥	査ン物・ 業等ク指 ・・・の	件グ検・ 業り綿 ・・・と	数検査・ の一状 ・・・さ	・査牛・ 概二脳 ・・・つ・件数・ 悪ン別 ・・・、	・数・・ 要グで ・・・内	···· 検TSI ··· 臓	・・・ ・ 査() ・・・ の打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・は	・・・・・・グ・・・・廃	・・・・・検・・・・棄	・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・	····	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• 22 •	22 23 23 25 25 27 27 27 28 29
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 章 1. 2. 3. 4. 5. 5.	畜畜残枝放造伝牛め鳥食食食食食食食場局鳥鳥鳥場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹食食害び物 状 海状・ 業 導理理査	、品品勿飯質 脳绵脳山 事飯り羽等等質設検 あ状症羊 業設状数	のモ等査 文脳(Bの の・況及	試ニの・ 特症SE伝 概・・び	験タ敞・ 事対)達 要・・食検リ生・ 事第ス性 ・・・ 鳥	査ン物・ 業等ク指 ・・・の	件グ検・ 業り綿 ・・・と	数検査・ の一状 ・・・さ	・査牛・ 概二脳 ・・・つ・件数・ 悪ン別 ・・・、	・数・・ 要グで ・・・内	···· 検TSI ··· 臓	・・・ ・ 査() ・・・ の打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・は	・・・・・・グ・・・・廃	・・・・・検・・・・棄	・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・	····	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• 22 •	22 23 23 25 25 27 27 27 28 29
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 6. 6.	畜畜残枝放造伝牛め鳥食食食食食食食場局鳥鳥鳥場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹食食害び物 状 海状・ 業 導理理査	、品品勿飯質 脳绵脳山 事飯り羽等等質設検 あ状症羊 業設状数	のモ等査 文脳(Bの の・況及	試ニの・ 特症SE伝 概・・び	験タ敞・ 事対)達 要・・食検リ生・ 事第ス性 ・・・ 鳥	査ン物・ 業等ク指 ・・・の	件グ検・ 業り綿 ・・・と	数検査・ の一状 ・・・さ	・査牛・ 概二脳 ・・・つ・件数・ 悪ン別 ・・・、	・数・・ 要グで ・・・内	···· 検TSI ··· 臓	・・・ ・ 査() ・・・ の打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・は	・・・・・・グ・・・・廃	・・・・・検・・・・棄	・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・	····	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• 22 •	22 23 23 25 25 27 27 27 28 29
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 章 1. 2. 3. 4. 5. 5.	畜畜残枝放 達伝牛め 鳥食食食水水留肉射 洗達海ん 導鳥鳥鳥	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹食食害び物 状 海状・ 業 導理理査	、品品勿飯質 脳绵脳山 事飯り羽等等質設検 あ状症羊 業設状数	のモ等査 文脳(Bの の・況及	試ニの・ 特症SE伝 概・・び	験タ敞・ 事対)達 要・・食検リ生・ 事第ス性 ・・・ 鳥	査ン物・ 業等ク指 ・・・の	件グ検・ 業り綿 ・・・と	数検査・ の一状 ・・・さ	・査牛・ 概二脳 ・・・つ・件数・ 悪ン別 ・・・、	・数・・ 要グで ・・・内	···· 検TSI ··· 臓	・・・ ・ 査() ・・・ の打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・は	・・・・・・グ・・・・廃	・・・・・検・・・・棄	・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・	····	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• 22 •	22 23 23 25 25 27 27 27 28 29
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 在 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	畜畜残枝放 達伝牛め 鳥食食食許指精水水留肉射 掩達海ん 導鳥鳥鳥可導密	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹 等倹食食害び物 状海状・ 業導理理査変の査	记品勿恆質 脱绵脳山 事拖口羽更犬牛等等質設検 扬状症羊 業設状数、況数	のモ等査 文脳(Bの の・況及認・・	試ニの・ 鎌症SE伝 概・・び定・・	験タ散・ 事対)達 要・・食等・・検リ生・ 事第ス性 ・・・鳥の・・	査ン物・ 業等ク指 ・・・の	件グ検・ 業り綿 ・・・と	数検査・ の一状 ・・・さ	・査牛・ 概二脳 ・・・つ・件数・ 悪ン別 ・・・、	・数・・ 要グで ・・・内	···· 検TSI ··· 臓	・・・ ・ 査() ・・・ の打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・は	・・・・・・グ・・・・廃	・・・・・検・・・・棄	・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・	····	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·					• 22 •	22 23 23 25 25 27 27 27 28 29
第4章	1. 2. 3. 4. 5. 在 1. 2. 3. 4. 5. 在 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 請	畜畜残枝放造伝牛め鳥食食食食食食食場局鳥鳥鳥場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合場合	室室有及生 綿性綿羊 事旨処処倹 等策 き食食害び物 状海状・ 業導理理査変の査 啓	记品的包質 脱绵脳山 事面包习更犬牛 発等等質設検 扬状症羊 業設状数、況数 写	のモ等査 文脳(Bの の・況及認・・ 学	試ニの・ 鎌症SE伝 概・・び定・・ 等	験タ敚・ 事対)達 要・・食等・・ に検リ生・ 事第ス 性 ・・・鳥の・・	査ン物・ 業等ク海 ・・・の件・・	件グ検・ 業り綿 ・・・と数・・	数検査・ の一状 ・・・さ・・・	・査牛・ 概に脳 ・・・つ・・・・・ 一件数・ 弱ン別 ・・・、・・・	・数・・	···· 検ISI ··· 臓···	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・グ・・・廃・・・	・・・・・検・・・・棄・・・	・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ ・・・ ・・ ・・ ・ ・・ ・ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					· 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 2 · 3 · 3 · 3	22 23 23 25 25 27 27 27 28 30 30

第1章 総 説

1. 沿革

わが国の食肉検査は、明治4年大蔵省通達「屠牛取締方」に始まり、同39年の「屠場法」制定により確立された。また、昭和28年には「と畜場法」が制定され、各保健所獣医師職員が「と畜検査員」として「と畜検査」を実施することとなった。

平成3年4月1日には、より高度な技術に基づく科学的食肉検査と検査体制の広域化、一元化を図るとともに、食鳥肉も含めた総合的な食肉の安全を確保するため、「徳島県食肉衛生検査所」が保健所から分離独立し設置された。

また、昭和21年当時は徳島県下には11カ所のと畜場(簡易と畜場を含む)が存在していたが、その後の統廃合等により、現在は4カ所となっている。

平成3年 平成3年4月 徳島県食肉衛生検査所設置

徳島県食肉衛生検査所設置条例(平成3年3月22日徳島県条例第8号)

徳島県と畜場法施行細則(平成3年4月1日一部改正)

平成4年 管理課に「食鳥指導係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成4年4月1日徳島県規則第33号)

平成7年 管理課精密検査係を精密検査課として設置

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成7年3月31日徳島県規則第39号) 新庁舎落成にともない検査所の位置を「徳島市不動本町二丁目」に変更する 徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部改正(平成7年12月25日徳島県条例第59号)

平成13年 BSEスクリーニング検査開始(10月18日)

平成14年 精密検査課に「精密検査第三係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成14年3月29日徳島県規則第43号)

平成16年 時間外と畜検査実施要綱を9月30日をもって廃止とする

平成17年 検査課に「検査第三係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成17年3月31日徳島県規則第59号)

平成18年 検査課、精密検査課の係及び食鳥指導係を担当制とする

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成18年3月31日徳島県規則第50号)

平成19年 管理課を廃止し「企画総務課」を置き、担当制とする

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成19年4月27日徳島県規則第43号)

平成21年 と畜検査手数料改正

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(平成21年3月26日徳島県条例第18号)

平成26年 精密検査担当を廃止し試験検査担当とする

平成29年 検査担当を廃止し検査・HACCP推進担当とする

令和5年 検査・HACCP推進担当を廃止し検査・HACCP担当とする

2. 組織・機構

徳島県危機管理部 — 徳島県食肉衛生検査所 — 企画総務担当 — 検査・HACCP担当 — 試験検査担当 — 西部支所

3. 職員構成

(令和6年4月1日現在)

	分類		工夫耶貞	E 見 敬		(フルタイム)	会計年度任用職員	で (パートタイム)	会計年度任用職員	·····
組織		獣医師	薬剤師	臨床検査技師	事 務 職	一般事務	技能労務	獣医師	専門業務	
所	Ę	1								1
次長 兼 企 課長補佐(リ	画総務担当 ーダー)	1								1
企画総務担当	担当	2			1	1				4
検査・HACCP担当	課長 (リーダー)	1								1
快宜。MACCF担日	担当	9					1	4		14
試験検査担当	課長補佐 (リーダー)	1								1
	担当	2	2	1					2	7
西部支所	支所長 (リーダー)	1			_	-		_		1
전 타스	担当	2								2
計		20	2	1	1	1	1	4	2	32

4. 施設の概要

(1) 施設の概要

敷地面積 2,257.11㎡ 延床面積 1,872.32㎡

構造規模 鉄筋コンクリート3階建 附属施設 駐車場 1,150㎡ 管理部門1,153.147㎡理化学部門275.273㎡微生物部門230.700㎡病理部門213.200㎡

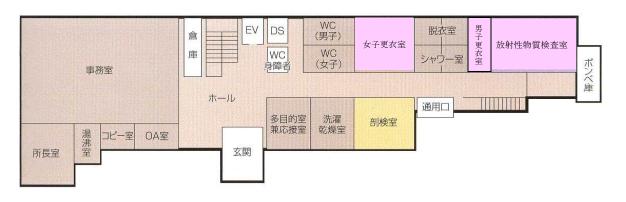
(2) 平面図



2階

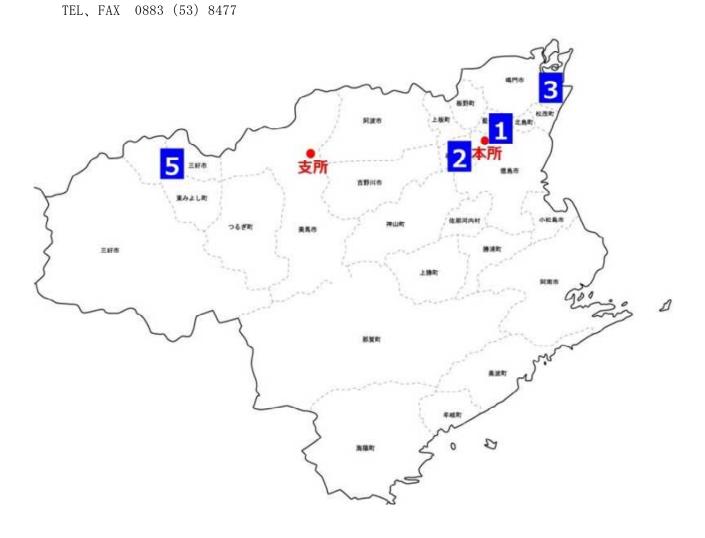


1階



5. 食肉衛生検査所及びと畜場の所在地 (令和6年4月1日現在)

本 所 徳島県食肉衛生検査所 徳島市不動本町2丁目140-3	- 徳島市立食肉センター 徳島市不動本町3丁目1724-2	と畜場番号 1
TEL 088 (633) 8277 FAX 088 (633) 8275	- 日本ハム(株)徳島工場付設と畜場 名西郡石井町高川原字高川原831-1	2
	- 眉山食品(株)鳴門食肉センター 鳴門市撫養町南浜字大工野51-2	3
西部支所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 徳島県西部総合県民局美馬庁舎	- (株) にし阿波ビーフ 三好郡東みよし町足代890-3	5



6. 徳島県食肉衛生検査所設置条例

徳島県食肉衛生検査所設置条例(平成3年3月22日 徳島県条例第8号)

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜検査その他獣畜の処理の衛生に関する事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理の衛生に関する事務及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく食品衛生に関する事務を分掌させるため、徳島県食肉衛生検査所(以下「食肉衛生検査所」という。)を設置する。

2 知事は、必要があると認めるときは、食肉衛生検査所に支所を置くことができる。

(平一五条例三七・一部改正)

(名称、位置及び所管区域)

第二条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位置	所管区域
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	県の区域

(平七条例五九·一部改正)

附則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項中食鳥処理の衛生に関する事務及び食鳥処理場における食品衛生に関する事務に係る部分は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五九号)

この条例は、平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第四八号)

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

7. と畜検査手数料

(単位:円)

種類		牛・馬	生後1才未満の牛	200kg以下の馬	豚・めん羊・山羊
手数米	4	800	500	400	300

徳島県危機管理環境関係手数料条例 (平成16年 徳島県条例第39号)

8. 所長決裁の範囲

- 一 徳島県危機管理環境関係手数料条例に関する次のこと。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収(委任事務に係るものに限る。)
- 2 第五条の規定による手数料の減免(委任事務に係るものに限る。)
- 二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に関する次のこと。
- 1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出の受理
- 2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限
- 3 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の 配置又は変更の届出の受理
- 4 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の解任命

令

- 5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可
- 6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定によると 畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示
- 7 第十四条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による獣畜 のとさつ、解体等の検査
- 8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置
- 9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者からの 報告の徴収及び当該職員による立入検査
- 10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又は禁止
- 三 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)に関する次のこと。
- 1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可
- 2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可
- 四 と畜場法施行条例(平成十二年徳島県条例第三十一号)に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査
- 2 第四条の規定による届出の受理
- 五 食品衛生法第五十九条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な 措置命令(と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。)
- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可
- 2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理
- 3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
- 4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
- 5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用 の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停 止命令
- 6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
- 7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
- 8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査
- 9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言
- 10 第二十条の規定による措置
- 11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理
- 12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収
- 13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等
- 七 旅館業法等改正法附則第十条第二項の規定による食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の 地位を承継した者の業務の状況の調査
- 八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと(主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。)。
- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
- 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
- 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しく は質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し
- 九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと(主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。)。
- 1 第十八条第一項の規定による審査
- 2 第二十一条第一項の規定による審査
- 十 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

9. 主な検査機械器具一覧

機械器具名	数量	機械器具名	数量
透過型電子顕微鏡	1	嫌気培養装置	2
凍結組織切片作成装置	1	電気泳動装置	1
写真顕微鏡システム	1	電気泳動ゲル撮影装置	1
密閉式自動包埋装置	2	パルスフィールド電気泳動装置	1
落射型蛍光顕微鏡	1	感染動物飼育装置	1
ディスカッション顕微鏡	1	手指消毒器	2
電顕用自動現像機	1	ストマッカー	2
臓器撮影装置	2	マイクロ冷却遠心機	4
真空蒸着装置	1	乾熱滅菌器	2
ガラスナイフ制作機	1	高圧蒸気滅菌器	5
サーベイメーター	1	微量用遠心濃縮器	1
ガンマ線核種分析測定装置一式	1	実体顕微鏡	1
ベクレルモニター	1	光学顕微鏡	6
マイクロプレートリーダー制御システム	2	デンシトメータ	1
マイクロプレートウォッシャー	3	超低温フリーザ	2
高速液体クロマトグラフ	1	細胞破砕装置	4
原子吸光分光光度計	1	C02インキュベーター	2
LC-MS-MS	1	恒温水槽	4
ガスクロマトグラフ装置	1	精密電子天秤	1
臨床化学自動分析装置	2	恒温器	1 0
冷却遠心分離機	2	ホモジナイザー	4
紫外可視分光光度計	1	安全キャビネット	1
分光測色計	1	クリーンベンチ	2
超音波洗浄機	2	pHメーター	2
純水製造装置	3	バイオシェイカー	1
有機溶媒回収装置	1	等温遺伝子増幅装置	1
遺伝子解析装置	1	コロニーカウンティングシステム	1
リアルタイムPCRシステム	2	核酸抽出・精製装置	1
サーマルサイクラー	3	蛍光励起用LED透過光源装置	1

10. と畜場の概要

<u>と</u> 区分	新 番号	1	2	3	5
	分	徳島市立食肉センター	日本ハム株式会社 徳島工場 付設と畜場	眉山食品株式会社 鳴門食肉センター	株式会社にし阿波ビーフ
設	置者	徳島市	日本ハム株式会社	眉山食品株式会社	株式会社にし阿波ビーフ
所	在地	徳島市不動本町 3丁目1724-2	名西郡石井町 高川原字高川原 838-1	鳴門市撫養町南浜 字大工野51-2	三好郡東みよし町 足代890-3
討	2置 午可 月日	昭和61年 12月18日	昭和49年 10月1日	平成28年 3月30日	平成28年 3月18日
	女地 可積	15, 430 m²	71, 824 m²	14, 702 m²	4, 389 m²
冝	建築 可積 延)	7, 830 m²	12, 366 m²	2, 995 m²	1, 335 m²
処理	大動物	150頭/日			27頭/日
数	小 動 物	400頭/日	916頭/日	250頭/日	
汚水	能力	1,200m³	2, 000m³	800m³	
処理	処理方式	活性汚泥法 (接触爆気・ 凝集沈殿)	活性汚泥法	活性汚泥法	公共下水

第2章 と畜検査事業

1. と畜検査事業の概要

(1) 検査頭数

令和5年度の検査頭数は、235,215頭(牛 6,584頭、とく 14頭、馬 63頭、豚 228,554頭)であり、対前年比108%(牛97%、とく86%、馬86%、豚108%)と増加した。

(2) 時間外とさつ・切迫とさつ獣畜の検査状況

時間外と畜検査は平成17年10月1日から廃止されている。 切迫とさつは平成7年度から0頭である。

(3) 検査結果による処分

イ. とさつ禁止

牛3頭(敗血症3頭)、豚27頭(豚丹毒26頭、膿毒症1頭)の計30頭であった。

口. 全部廃棄

牛47頭(牛伝染性リンパ腫19頭、水腫16頭、敗血症5頭、腫瘍4頭、黄疸1頭、尿毒症1頭、 その他1頭)、豚219頭(敗血症92頭、豚丹毒50頭、水腫30頭、変性又は萎縮19頭、膿毒症18 頭、腫瘍9頭、黄疸1頭)であった。

ハ. 一部廃棄

牛2,956頭(前年度比105%)、豚103,554頭(96%)で、牛豚ともに炎症に関連したものが多かった。

(4) 保留検查頭数

と畜検査における保留検査実施頭数は83頭であり、検査結果に基づき58頭の全部廃棄処分を行った。保留理由の内訳は、牛では牛伝染性リンパ腫、敗血症が多く、豚では豚丹毒、敗血症が多かった。

(5) 衛生指導事業

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が、平成30年に改正となり、全てのと畜場及び食鳥処理場において、HACCP(国際標準である衛生管理手法)に沿った衛生管理が制度化され、令和3年6月からは完全施行された。

当所では、法律の施行以前から、と畜場及び食鳥処理場関係者と協議を重ね、衛生指導を行うことでHACCP導入を推進した結果、現在稼働している県内のと畜場及び大規模食鳥処理場の全てにおいて「徳島県HACCP認証」を取得するに至った。

法律の施行後は、職員による継続的な施設監視と、関係書類や記録の確認及び細菌検査などを定期的に行う「外部検証」等を実施し、さらなる衛生水準の向上に努めた。

また、毎年7月及び8月を「と畜場衛生向上月間」と定めており、令和5年度においても7月から8月にかけて、その一環として、管内4と畜場において衛生講習会を実施した。

2. と畜場別検査状況

畜種		牛		とく	馬	豚	緬山羊	総計	検査日数
と畜場名	肉用種	乳用種	小計	*	,,,,	7,3,3	7 m — 1	,,, <u>a</u> , ,,	IX III IX
徳 島 市 立 食肉センター	4, 400	624	5, 024	14	63	22, 108		27, 209	245
日本ハム㈱付設と畜場						175, 923		175, 923	244
眉山食品㈱鳴門食肉						30, 523		30, 523	247
美馬食肉センター								0	0
㈱にし阿波ビーフ	1, 560		1, 560					1, 560	93
総合計	5, 960	624	6, 584	14	63	228, 554	0	235, 215	**************************************

※とく:生後1才未満の牛

3. 月別検査状況

と畜場名	月 畜種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
	牛	472	400	374	455	372	377	403	548	547	341	353	382	5, 024
徳島	とく		1		2	3	2		1	1	1	2	1	14
巾 立 食	馬	6	5	7	5	6	5	3	7	3	8	4	4	63
徳島市立食肉セン	豚	1, 881	1, 811	1, 665	1, 583	1, 907	1, 679	1, 955	2, 261	2, 174	2, 286	1, 709	1, 197	22, 108
	緬山羊													0
1	小計	2, 359	2, 217	2, 046	2, 045	2, 288	2, 063	2, 361	2, 817	2, 725	2, 636	2, 068	1, 584	27, 209
付日 設本	豚	14, 520	13, 517	14, 461	14, 072	14, 970	13, 309	15, 773	16, 052	15, 269	14, 643	14, 316	15, 021	175, 923
と 畜 場 ㈱	小計	14, 520	13, 517	14, 461	14, 072	14, 970	13, 309	15, 773	16, 052	15, 269	14, 643	14, 316	15, 021	175, 923
セ鳴山	豚	2, 342	2, 760	2, 722	2, 285	2, 175	2, 487	2, 725	2, 818	2, 282	2, 542	2, 485	2, 900	30, 523
センター鳴門食肉間山食品㈱	小計	2, 342	2, 760	2, 722	2, 285	2, 175	2, 487	2, 725	2, 818	2, 282	2, 542	2, 485	2, 900	30, 523
	牛													0
美馬食肉	とく													0
セン	馬													0
ター	小計	0	0	0	0	0								0
(株)	牛	115	140	128	123	103	120	143	121	159	147	121	140	1, 560
ビー フ阿	とく													0
波	小計	115	140	128	123	103	120	143	121	159	147	121	140	1, 560
	牛	587	540	502	578	475	497	546	669	706	488	474	522	6, 584
総	とく		1		2	3	2		1	1	1	2	1	14
	馬	6	5	7	5	6	5	3	7	3	8	4	4	63
合	豚	18, 743	18, 088	18, 848	17, 940	19, 052	17, 475	20, 453	21, 131	19, 725	19, 471	18, 510	19, 118	228, 554
計	緬山羊													0
	計	19, 336	18, 634	19, 357	18, 525	19, 536	17, 979	21, 002	21, 808	20, 435	19, 968	18, 990	19, 645	235, 215

※美馬食肉センターは令和5年8月に廃止

4. と畜検査結果に基づく処分

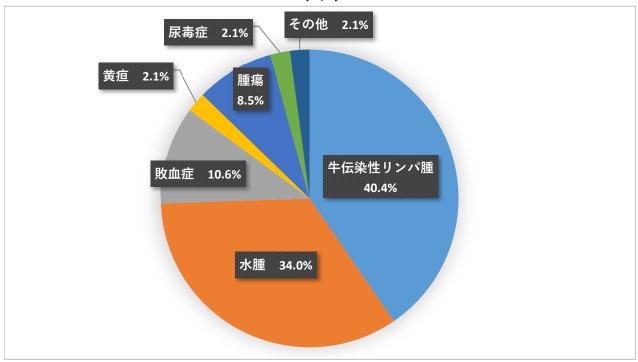
1、女相 夕	女廷	とさつ禁止 及び	全部廃棄		一部廃	棄頭数	
と畜場名	畜種	解体禁止 頭数	頭数	肉	内 臓	肉及び内臓	計
法	牛	3	43	101	1, 914	223	2, 238
	とく		2	4	6	1	11
徳島市立食肉センター	馬			2	6		8
肉セ	豚		40	22	14, 228	63	14, 313
ター	緬山羊						0
,	小計	3	85	129	16, 154	287	16, 570
日本ハム 場 場 は 場 は 場 は ま れ い ム	豚	27	159	639	69, 074	397	70, 110
	小計	27	159	639	69, 074	397	70, 110
センター 鳴門食肉 層山食品㈱	豚		20	60	15, 987	109	16, 156
タ食品機	小計	0	20	60	15, 987	109	16, 156
美馬	牛						0
美馬食肉センター	とく						0
センク	馬						0
7	小計	0	0	0	0	0	0
㈱	牛		2	19	664	35	718
ビに し フ阿	とく						0
波	小計	0	2	19	664	35	718
	牛	3	45	120	2, 578	258	2, 956
	とく		2	4	6	1	11
総合計	馬			2	6		8
計	豚	27	219	721	99, 289	569	100, 579
	緬山羊						0
	計	30	266	847	101, 879	828	103, 554

5. とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数

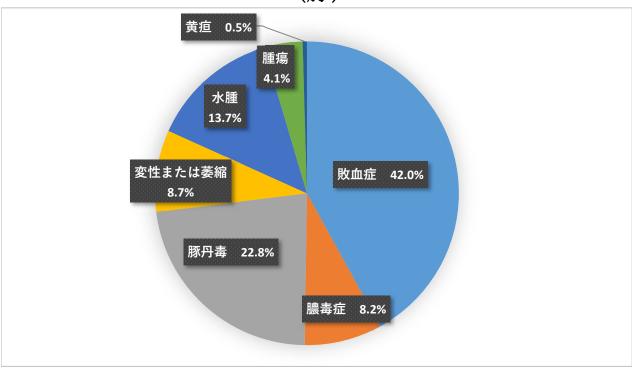
												総	疾病	数								
					ź	細菌症	与		原	(虫寄	生虫	病				そ	の他	の疾	病			
と畜場名	畜種	行政処分	実頭数	炭疽	豚丹毒	破傷風	サルモネラ症	その他	T P 症	ジストマ病	囊中病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	産物による汚染炎症又は炎症	変性又は萎縮	その他
		とさつ 禁止	3											3								
徳	牛	全部廃棄	43											5	1		16	21				
島市	٤	とさつ 禁止																				
立食	<	全部廃棄	2															1				1
肉ヤ		とさつ 禁止																				
徳島市立食肉センター	馬	全部廃棄																				
ĺ	П у :	とさつ 禁止																				
	豚	全部廃棄	40										10	2			22	3			3	
と㈱本	П э ÷	とさつ 禁止	27		26								1									
と 歯付設 日本ハム	豚	全部廃棄	159		49								5	81		1	3	4			16	
センター間山食品㈱	豚	とさつ 禁止																				
タ自肉は品牌	办	全部 廃棄	20		1								3	9			5	2				
センター	牛	とさつ 禁止 全部 廃棄																				
(株) に	<i>#</i> -	とさつ 禁止																				
し阿波	牛	全部 廃棄	2													1		1				
ビ	ح	とさつ 禁止																				
フ	<	全部 廃棄																				
	牛	とさつ 禁止	3											3								
	1	全部 廃棄	45											5	1	1	16	22				
総	と く	とさつ 禁止 全部 廃棄	2															1				1
総合計	H	とさつ 禁止																				
	馬	全部廃棄																				
	D7:	とさつ 禁止	27		26								1									
	豚	全部廃棄	219		50								18	92		1	30	9			19	

6. 全部廃棄処分の疾病別内訳

(牛)



(豚)



7. 病畜検査頭数及び精密検査件数

と畜場名		1./		牛	とく	馬	豚	緬山羊 :	
		検 <u></u> 変現数		5, 024	14 11	63	22, 108 5	27	, 209 328
		病蓄頭数 病畜割合		6. 19%	78. 57%	1. 59%	0. 02%	1	. 21%
		細菌	頭数 件数	4		,	1		5
徳島市立			<u>件数</u> 商粉	19 8			5		24 8
食肉センター	生 宏	ウイルス	頭数 件数	63					63
	精密検査	病理	頭数 件数	8			1		9
			<u> </u>	68			8		76 2
		理化学	頭数 件数	6					6
		検査関数					175, 923	175	, 923
		病畜頭数 病畜割合					0. 01%	0	16 . 01%
		細菌	頭数 件数				70		70
日本ハム㈱			<u>件数</u>				346		346
付設と畜場	Λ∓ \ \\ T\\ \\	ウイルス	頭数 件数						
	精密検査	病理	頭数 件数						
			<u>件数</u>						
		理化学	頭数 件数						
		検査頭数					30, 523	30	, 523
		病畜頭数 病畜割合					0. 01%	0	<u>2</u> . 01%
			頭数				0.01/0	0	1
眉山食品㈱		細菌	頭数 件数				5		5
鳴門食肉センター		ウイルス	<u>頭数</u> 件数						
	精密検査	停押	頭数						
		病理	頭数 件数						
		理化学	頭数 件数				1 3		$\frac{1}{2}$
		検査頭数	丁女人				3		
		病畜頭数 病畜割合							
			頭数						
		細菌	頭数 件数						
美馬食肉センター		ウイルス	頭数 件数						
	精密検査		<u>14 数</u> 頭数						
		病理	頭数 件数						
		理化学	頭数 件数						
		検査與数	十级	1,560				1	, 560
		病畜頭数		9					9
		病畜割合	百百米分	0. 58%				0	. 58%
		細菌	頭数 件数						
㈱にし阿波ビーフ		ウイルス	頭数 件数						
	精密検査		<u> </u>						
		病理	頭数 件数						
		理化学	頭数 件数	1					1
		検査頭数	1午数	6, 584	14	63	228, 554	235	1 , 215
		病 素 病 畜 割 合		320	11	1	23		355
	ļ		157.7%	4.86%	78. 57%	1. 59%	0. 01%	0	. 15%
		細菌	頭数 件数	4 19			72 356		$\frac{76}{375}$
総合計		ウイルス	頭数 件数	8			000		8
	精密検査		件数	63			4		63
		病理	頭数 件数	8 68			8		9 76
		理化学	頭数 件数	3			1		4
		在旧士	件数	7			3		10

8. と畜検査の保留精密検査状況

保留理由	畜種	保留精密検査実施頭数	全部廃棄頭数	全部廃棄割合
尿毒症	牛			
水母 址	豚			
黄疸	牛	1	1	100%
男 担	豚			
豚丹毒	豚	48	33	69%
敗血症	牛	4	2	50%
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	豚	22	14	64%
腫瘍	牛	1	1	100%
N生1/病	豚	1	1	100%
牛伝染性リンパ腫	牛	7	7	100%
白血病	豚			
その他	牛	2	1	50%
で 0 7世	豚	1	0	0%
小計	牛	15	10	67%
\1,b	豚	71	48	68%
合計		87	60	69%

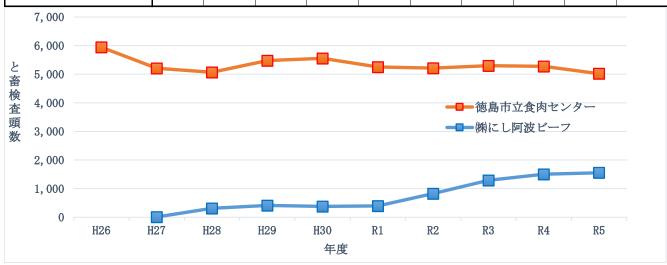
9. 残留抗菌性物質検査状況

検査項目	畜種	検査頭数	陽性頭数
	牛	2	1
残留抗菌性物質	とく		
	豚	1	0
合計		3	1

10. と畜検査頭数の推移

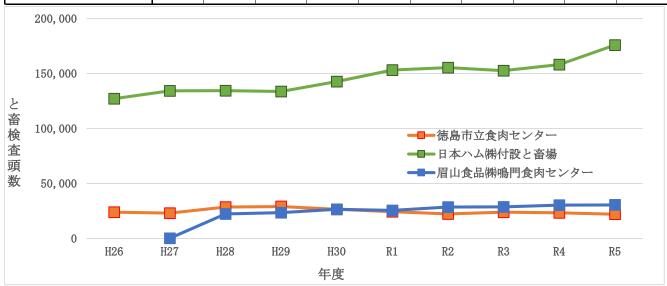
(牛)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
徳島市立食肉センター	5, 945	5, 210	5, 068	5, 475	5, 556	5, 255	5, 216	5, 297	5, 266	5, 024
㈱にし阿波ビーフ		12	315	411	379	399	830	1, 292	1, 502	1, 560



(豚)

	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5
徳島市立食肉センター	23, 928	22, 984	28, 499	29, 082	26, 455	24, 369	22, 304	23, 857	23, 280	22, 108
日本ハム㈱付設と畜場	127, 165	134, 201	134, 374	133, 630	142, 623	153, 227	155, 388	152, 555	158, 138	175, 923
眉山食品㈱鳴門食肉センター		202	22, 326	23, 521	26, 471	25, 449	28, 476	28, 627	30, 305	30, 523



11. 衛生証明書発行業務

各輸出国の取扱要綱に基づき、衛生証明書発行業務を行った。

(1) 牛肉輸出可能国

インドネシア、タイ、マカオ、マレーシア、台湾、シンガポール、アラブ首長国連邦、カタール、ベトナム、バングラデシュ、ミャンマー、サウジアラビア、バーレーン

(2) 衛生証明書発行実績

年度	発行件数
令和元年度	85
令和2年度	206
令和3年度	327
令和4年度	378
令和5年度	365

(3) 主な輸出実績(kg): 牛肉

	インドネシア	タイ	マカオ	マレーシア	台湾	シンガポール	UAE	カタール	ベトナム	総計
令和元年度	1,056	37		19, 466						20, 560
令和2年度	16, 698	1,026		113, 753	1,821	1,033				134, 333
令和3年度	24, 414	13, 036	345	201, 695	2, 447	3, 860				245, 800
令和4年度	39, 736	13, 006		257, 996		5, 874	245	875	5	317, 739
令和5年度	46, 427	3, 756		284, 050	1, 843	6, 712	112	188	433	343, 525

[※] 端数切り捨て表示

第3章 畜水産食品等検査事業

1. 畜水産食品等検査事業の概要

食肉中の残留有害物質の排除及び食肉の微生物汚染の防止の徹底を図るため、各種の疾病診断、残留有害物質検査、残留動物用医薬品検査及び枝肉等の微生物汚染状況の検査を実施した。

(1) 細菌検査

と畜場の衛生確保対策の一環として、牛・豚枝肉及び食鳥とたい首皮の切除法等を用いた微生物試験を実施した。

(2) 理化学検査

徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、県内産等の畜水産食品の残留動物用医薬品等の検査を 実施した。

(3) ウイルス検査その他

県内の野生鳥獣のE型肝炎ウイルス、SFTSウイルス、食中毒細菌、寄生虫、放射性物質等の検査を実施した。

2. 畜水産食品等の試験検査件数

検査部門	牛	豚	鶏	その他	計
細菌検査	130	180	300	91	701
理化学検査	32	114	40	37	223
ウイルス検査 他	63	0	0	73	136

3. 残留有害物質モニタリング検査件数

「徳島県食肉衛生検査所残留有害物質モニタリング検査実施要領」を定め、当所にて畜水産食品を対象に動物用医薬品等のモニタリング検査を実施した。

検査項目	種類	検査件数	陽性件数	
	牛	32	0	
	豚	114	0	
	鶏	40	0	
我 奶 	アマゴ	2	0	
残留動物用医薬品	アユ	2	0	
	ハマチ	3	0	
	ウナギ	3	0	
	輸入肉	15	0	
残留農薬	シカ・イノシシ	12	0	
合計	合計			

4. 枝肉及び施設等の微生物検査件数

衛生管理対策として、牛・豚枝肉及び食鳥とたい首皮の切り取り検査、施設等の拭き取り検査及び 県内の野生鳥獣の微生物試験を実施し、一般生菌数及び腸内細菌科菌群数の検証を行い、衛生管理指 導の一助とした。

	<u> </u>	‡	月	豕	¥	鳥	シカ
	枝肉	施設 その他	枝肉	施設 その他	首皮	施設 その他	シカ イノシシ
徳島市立食肉センター	60	0	60	0			
日本ハム㈱付設と畜場			60	0			
眉山食品㈱ 鳴門食肉センター			60	0			
美馬食肉センター	0	0					
㈱にし阿波ビーフ	70	79					
食鳥処理場					300	0	
その他							12
合計	130	79	180	0	300	0	12

5. 放射性物質検査

食品の安全性の確保を目的として、平成23年12月に「ゲルマニウム半導体検出器」を新たに設置し、県内産及び対象自治体等から県内のと畜場に搬入され解体された牛の肉や県内に流通する食品を対象とし、これらに含まれる放射性物質について検査を実施した。

品目	検体数	違反検体数
飲料水	0	0
牛乳・乳児用食品	2	0
水産物	12	0
農産物	6	0
その他の食品	0	0
食肉	1	0
シカ・イノシシ	15	0
合計	36	0

第4章 伝達性海綿状脳症対策事業

1. 伝達性海綿状脳症対策事業の概要

平成13年9月に我が国初の牛海綿状脳症(BSE)が確認されて以降、と畜場においては全ての牛を対象とした特定部位の除去と管理、BSEスクリーニング検査を行ってきたが、平成25年4月には特定部位の定義が見直され、30か月齢以下の扁桃以外の頭部、脊柱、脊髄が除外された。平成29年4月からは健康牛に対するBSEスクリーニング検査は廃止され、生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す24ヶ月齢以上の牛についてのみの実施となり、さらに、令和6年4月以降は月齢を問わず生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す牛についてのみ実施することとなった。

本県においては、平成29年度から令和5年度までの間に、 BSEスクリーニング検査の対象となる 牛は搬入されていない。

また、特定部位については、引き続きと畜場において除去・管理を徹底し、食肉の安全・安心の確保に努めた。

2. 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査件数

該当なし

3. めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症(TSE) スクリーニング検査件数

該当なし

第5章 食鳥指導事業

1. 食鳥指導事業の概要

本県では、 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成3年4月1日施行)に基づく食鳥 検査を、徳島県知事指定検査機関である「公益社団法人徳島県獣医師会食鳥検査センター」に委任し ている。

県内の食鳥処理場は令和6年4月1日現在9施設であり、その内検査対象処理施設である大規模食鳥処理場が5施設、認定小規模処理施設が4施設となっており、令和5年度の食鳥処理羽数は約24,128千羽で、前年度と比較し約657千羽の増加となった。

食肉衛生検査所は、食鳥肉の衛生確保を目的とし、食鳥処理場へ立ち入り監視を行い、施設設備の改善及び衛生管理指導を実施するとともに、外部検証のための微生物検査や収去検査による残留有害物質検査を実施している。

また、食鳥検査に伴う精密検査実施規定により、食鳥検査の精度向上のための協力を行っている。

2. 食鳥処理施設

(令和6年4月1日現在)

	施設の種別					
大規模食鳥処理場	年間処理羽数500万羽以上1,000万羽未満の施設	1				
八烷侯及局处垤物	年間処理羽数100万羽以上500万羽未満の施設	4				
認定小規模食鳥処理場	とさつ及び内臓の摘出の両方を行う施設	2				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	内臓の摘出のみを行う施設	2				
	9					

3. 食鳥処理の状況

(単位:羽)

_			,	•	•		(単位:羽)
			生鳥 処理羽数	丸と体 処理羽数	丸と体 出荷羽数	とさつ解体 禁止羽数	廃棄 羽数
	大規模食鳥処理場		23, 765, 065		29, 332	106, 568	463, 138
ブロイラー	食認息	とさつ及び脱羽と 内臓の摘出の 両方を行うもの	0	4548	0	0	221
ĺ	理規場模	内臓の摘出のみを 行うもの		0		0	0
		小計	23, 765, 065	4, 548	29, 332	106, 568	463, 359
		大規模食鳥処理場	293, 537		0	6, 932	3, 367
成鶏	鳥定	とさつ及び脱羽と 内臓の摘出の 両方を行うもの	64, 883	0	0	0	101
/ Nig	処小 理規 場模	内臓の摘出のみを 行うもの		0		0	0
		小計	358, 420	0	0	6, 932	3, 468
	7	大規模食鳥処理場	24, 058, 602		29, 332	113, 500	466, 505
合計	食鳥処	両方を行うもの	64, 883	4, 548	0	0	322
H	理規 場模	内臓の摘出のみを 行うもの		0		0	0
		計	24, 123, 485	4, 548	29, 332	113, 500	466, 827

4. 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄した ものの原因

	查羽数 分実羽数	2	23, 765, 06	5						
) de la W			9		293, 537			24, 058, 602	2
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
鶏痘	処分実羽数		200, 612	262, 526	6, 932	3, 367	0	113, 500	203, 979	262, 526
	豆							0	0	0
鶏伝	云染性気管支炎							0	0	0
クラウ鶏伝	云染性喉頭気管炎							0	0	0
クラミジア・ 鶏白	ューカッスル病							0	0	
ジス鶏台	白血病							0	0	
病・封力	入体肝炎						/	0	0	
マレ	レック病		3, 557				/	0	3, 557	
その	の他							0	0	0
大朋	場菌症		70, 744			28	/	0	70, 772	
無 伝菜	染性コリーザ							0	0	0
菌サル	レモネラ症							0	0	
病ブト	ドウ球菌症	8	11			2		8	13	
その	の他							0	0	0
	血症							0	0	
疾膿毒	毒症							0	0	
敗血	血症		596					0	596	
病真菌			2					0	2	
原虫	 由病		2	2, 367				0	2	2, 367
別寄生	生虫病			3				0	0	3
羽	生	48, 362	58, 869	22, 019		51		48, 362	58, 920	22, 019
	竣塩沈着症							0	0	0
数数水质	重							0	0	0
そ腹が	水症	7, 898	28, 931		93	59		7, 991	28, 990	
の出血	ín.		1, 484	11, 923		22		0	1, 506	11, 923
の炎症	走		16, 406	224, 273		577		0	16, 983	224, 273
疾病萎縮	宿		11	1,827				0	11	1,827
等腫瘍	房		632	30		1, 984		0	2, 616	30
臓岩	器の異常な形等		58	7				0	58	7
異常	常体温							0	0	
黄疸	百		196			1		0	197	
外傷	易		1	73		1		0	2	73
中妻	毒諸症						/	0	0	
削绸	更及び発育不良	42,689	11, 209		4, 106	370		46, 795	11, 579	
放血	血不良	6, 145	5, 757		1, 375	64	/	7, 520	5, 821	
湯漬	責過度	993	295					993	295	
その	の他	473	1,851	4	1, 358	208		1, 831	2, 059	4
	計	106, 568	200, 612	262, 526	6, 932	3, 367	0	113, 500	203, 979	262, 526

((公社)徳島県獣医師会食鳥検査センター資料から引用)

5. 許可、変更、認定等の件数

区分	施設数	許可件数	休·廃止 件数	変更件数	確認規程 認定件数	確認規程 廃止件数	衛生管理者 配置・ 変更数
大規模 食鳥処理場	5	0	0	1			3
認定小規模 食鳥処理場	4	0	1	0	0	1	2
≅ †	9	0	1	1	0	1	5

6. 指導等の状況

(単位:件数)

豆八		指導件数		法第20条の措置			
区分	監視件数	指導件数	指導票 交付数	とさつ等の 禁止	消毒等 の命令	廃棄等 の措置	
大規模 食鳥処理場	130	77	0	0	0	0	
認定小規模 食鳥処理場	5	1	0	0	0	0	
≅ †	135	78	0	0	0	0	

7. 精密検査件数

令和5年度は収去・微生物試験以外に食肉衛生検査所職員による食鳥検査に係わる精密検査の 実施はなかった。また、食鳥検査員による検査も実施されなかった。

第6章 調查研究 · 啓発事業等

1. 研修・学会発表等の状況

- ・「LCMSMSを用いた畜産物中の残留動物用医薬品スクリーニング検査法の検討(第2報)」 8月 四国4県食品衛生監視指導員研修会
- ・「ジビエにおける病原体保有状況調査」 9月 第30回ダニと疾患のインターフェイスに関するセミナー記念大会in阿南
- ・「豚肝臓及び筋肉におけるE型肝炎ウイルスの加熱不活化実験について」 9月 日本獣医公衆衛生学会・四国地区学会
- ・「牛における新型コロナウイルス抗体保有率の調査について」 9月 日本獣医公衆衛生学会・四国地区学会
- ・「鶏の大腿部腫瘤」
 - 11月 全国食肉衛生検査所協議会病理部会第80回病理研修会にて食肉及び食鳥肉衛生研究発表会への推薦演題に選出。
- ・「肉用鶏の大腿部筋肉内に発生した多形型平滑筋肉腫の一例」1月 食肉及び食鳥肉衛生技術研究発表会(口頭発表)

2. 啓発事業等の状況

(1) 衛生講習会

管内と畜場の設置者・管理者が実施する講習会に出席し、作業従事者等に対し衛生講習を 実施した。

(2) 公衆衛生分野のインターンシップ事業

食肉衛生検査所をはじめとした公衆衛生獣医師の業務に理解や興味をもってもらうため、 また食肉の安全・安心に関する正しい知識の啓発のため、インターンシップ事業を実施した。 (参加者) 獣医学科の大学生(8名)

(3) 徳島県野生動物、愛玩動物及び産業動物におけるSFTSウイルスの浸潤状況調査

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金のうち「新興・再興感染症及び予防接種政 策推進研究事業」の「ワンヘルス動物由来感染症サーベイランスの全国展開に向けた基盤構 築に資する調査研究」の分担研究として調査を実施した。

SFTSは発熱、消化器症状を主徴とするダニ媒介性感染症で致死率は6.3~30%になることから、公衆衛生上、重要な疾病となっている。そこで、ヒト患者発生地域で飼育された産業動物(牛/豚)の血清を対象として検査したところ、全て陰性であった。このことから、と畜場でのとさつ、解体時等のSFTSウイルスへの感染リスク及び牛肉、豚肉を介した消費者への感染リスクは低いものと考えられた。

また、愛玩動物(犬/猫)及び野生動物(イノシシ/シカ)の血清又は血漿を対象にSFTS抗体をELISA法により検査した結果、犬1.4%、猫0.6%、イノシシ20.3%が抗体を保有していた。この結果を元にSFTSウイルスのリスクマップを作成し、啓発資材の資料とした。